

1 処分を受けた税理士

氏 名： 下永 正典

登録番号： 第137033号

2 処分の内容

平成31年1月17日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己が実質的に支配していたA社の法人税の確定申告に当たり、不動産の売却収入を圧縮及び家賃収入を除外することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。また、被処分者は、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、土地及び建物を譲渡したにもかかわらず、全額を土地の譲渡として非課税取引として申告することによって、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。